

自動車協会会長、新倉文郎君にお願いいたします。

○参考人(新倉文郎君) 先ほど委員長さんから御丁寧な御挨拶を頂きまして、むしろ私どもはタクシー、ハイヤーと言つております全国乗用営業者の団体でありますために、この交通事件の問題については一番大きな分野を占めておるんじゃないか。自動車といましては、乗用自動車、殊に大都市におけるタクシーが交通事件は一番大きな部門を占めておるんじゃないか、こう感じまして、誠に責任の重大性を痛感いたします。従つてそうした事件が起りました場合におけるその処理につきましては、単に事業者だから、営業をしておるほうだから餓く運転者の実情はどうであつても、ということとはございまして、一心一休で常にこの問題については警察乃至は東京で言えば警視庁、そういう方面は、全国業者がそれに関心をもち、種々折衝して間違いの成るべく起らんように、そして起つた場合における処置の適正であることを望んで来たのは、私一度業界に關係いたしましてから三十数年に亘つております。十数年前から私どもの同僚が間断なく政府当局その他へお願い申し上げておりました点は、交通裁判所の設置である。交通裁判所の設置の狙い所は何であるかという点、それは交通問題に対していわゆる自動車を中心とする交通事件乃至は交通によるこの障害とかその他の事故であります、そういう問題につきまして、専門的にこれを適正に御裁判願うところの役所が望ましい。専門的に一つやつてもらいたい。これは他の法律關係による扱いよりも特殊な利那の問題が

多いし、又故意に行う問題は恐らくございせんので、偶発的に起るのであります、善意の間に起るところの事案でありますから、そういう点についてはよく実情を把握できる、又それによつていわゆる匂いで嗅ぎ分けることができるくらい、そのくらいいいわゆる精通された裁判官によつて処理されることを望ましくなるから、そこで交通裁判所という専門的な裁判機関が望ましいということが第一。

第二は、やはり簡易に願いたい。何か一線の警察官が非常に手聞取つて、僅かなことでも手聞取つた処理をされて、その上で又呼出しを受けて、又今度それが脇から呼出しを受けて、又今たことで、何回も、何回も僅かな問題でひまがかかされるといふまじょうか、手数がかかりますことは、実際毎日毎日血みどろな仕事を續けております点から見ても堪えないというものは、これは運転者もそうだし、業者といひましたし、誠に苦痛である。御承知の通りかなり間断ない仕事でありまして、交通のとまることのない、いわゆる交通の流れのとまることのない姿は、実は電車やバスや省線の比ではございせん。タクシーは如何なる場合においてもハイヤーを加えて深夜に至るまで、すべての交通機関が杜絶した場合とか、或いは休止されまして、た、お休みになりました時間その前後、仮に朝早くまだ省線も通らず電車も通らんとするときから、そういうものがとまりました深夜までずつと繋がつて、いつ何ときでも一般のお急ぎの人の急の用事を弁ずるための足というものは、私どもの方面でお賄いをしていいる点が多いのでありますから、そ

ういう時間に非常に余裕のない運転者諸君から言うならば、誠に呼ぶにも時間をかけられたり、一つのことで以て数時間もかかる、交番へ来い、又警察に来いといったことで長つたらしく扱われるというところは、感情的にも一線の警察官とトラブルを起しやうい、こう思いますので、こういう問題を極めて簡易に処理されて頂きたい。こういう点を含めまして交通裁判所の設置というものを要望しておるのです。いろいろの面から、予算の關係であるとか、或いは裁判所の仕組みの上から、私どもの希望が達成せずにおつたわけでありますが、少し形は変わつておりますが、今回御提案でありまして本日お呼び出しを受けましたこの法案の御提出は、誠にその一角は補つておりま

易になるという一角は補つております。そこで私どもはこうした簡易にこの問題を取扱つて行く、交通問題を取扱つて行くという扱いから、自然それを担当されることの方々が専門的になつて来るということになりますと、実質上本年に亘つて叫んでおりました交通裁判所の設置の実体が実現して来るというふうな気持ちにおきまして、先ず第一にこの法案に賛成をいたします。

多し、又故意に行う問題は恐らくございせんので、偶発的に起るのであります、善意の間に起るところの事案でありますから、そういう点についてはよく実情を把握できる、又それによつていわゆる匂いで嗅ぎ分けることができるくらい、そのくらいいいわゆる精通された裁判官によつて処理されることを望ましくなるから、そこで交通裁判所という専門的な裁判機関が望ましいということが第一。

第二は、やはり簡易に願いたい。何か一線の警察官が非常に手聞取つて、僅かなことでも手聞取つた処理をされて、その上で又呼出しを受けて、又今度それが脇から呼出しを受けて、又今たことで、何回も、何回も僅かな問題でひまがかかされるといふまじょうか、手数がかかりますことは、実際毎日毎日血みどろな仕事を續けております点から見ても堪えないというものは、これは運転者もそうだし、業者といひましたし、誠に苦痛である。御承知の通りかなり間断ない仕事でありまして、交通のとまることのない、いわゆる交通の流れのとまることのない姿は、実は電車やバスや省線の比ではございせん。タクシーは如何なる場合においてもハイヤーを加えて深夜に至るまで、すべての交通機関が杜絶した場合とか、或いは休止されまして、た、お休みになりました時間その前後、仮に朝早くまだ省線も通らず電車も通らんとするときから、そういうものがとまりました深夜までずつと繋がつて、いつ何ときでも一般のお急ぎの人の急の用事を弁ずるための足というものは、私どもの方面でお賄いをしていいる点が多いのでありますから、そ

ういう時間に非常に余裕のない運転者諸君から言うならば、誠に呼ぶにも時間をかけられたり、一つのことで以て数時間もかかる、交番へ来い、又警察に来いといったことで長つたらしく扱われるというところは、感情的にも一線の警察官とトラブルを起しやうい、こう思いますので、こういう問題を極めて簡易に処理されて頂きたい。こういう点を含めまして交通裁判所の設置というものを要望しておるのです。いろいろの面から、予算の關係であるとか、或いは裁判所の仕組みの上から、私どもの希望が達成せずにおつたわけでありますが、少し形は変わつておりますが、今回御提案でありまして本日お呼び出しを受けましたこの法案の御提出は、誠にその一角は補つておりま

易になるという一角は補つております。そこで私どもはこうした簡易にこの問題を取扱つて行く、交通問題を取扱つて行くという扱いから、自然それを担当されることの方々が専門的になつて来るということになりますと、実質上本年に亘つて叫んでおりました交通裁判所の設置の実体が実現して来るというというふうな気持ちにおきまして、先ず第一にこの法案に賛成をいたします。

そこで私どもはその事件の基礎をなすものは、一線の運転者の極く利那に起きるところのスピードであるとか、或いは曲り角であるとか、車体の一部がどうの、尾燈がどうのとか、或いはそれの他の点で交通の乃至は交通關係の警察官の人と問題がすぐにここに起つて来るわけでありまして、そこでそういう問題等の初めが大事でして、そこで感情的に処理されたり、或いは実情を無視された、いわゆる取締つてやるとか、叱つてやるとかというふうな気持ちでやられたものが基礎となつて、そうして裁判を受けて処分を受けるというところで誠に実情に即せぬものがある。そういう点で全国的に交通事故防止といつたような会ができておまして、これは各府県の警察と業者關係者等がそれに参加をして、そして交通規則の遵守と事故の絶滅を期する運動は常に展開されておるわけでありまして、そこで話し合いを成るべくよくして、そうして行き過ぎた取締とか、或いは運転者その者にいたしましては無茶をせんようにという指導は常におきましては労組の組織がよ、お互い其々にそういう点は抑えておきますけれども、ややもすると事故の扱いというか、事件の扱いというふうなものを取締中心になる場合が多い。仮にその幾多の例がたぐさん出ておるわけでありまして、もう交通はなくなつた、そして全然もう電車もバスも通つていないときに、働いておる一線の運転者がお腹が空いたというので夜中の二時三時にそこへ車をとめて屋台で支那そば何かビールとやつて来たやつでお腹を満たした。たま／＼とまつておつた車がバスの停留所であつた。こういう場合はバスの停留所に車をとめたのでこれは違反だと叱られてしまふ。併しバスの停留所だが、バスなどは全然走る時間ではなし、すべての路上におけるところの交通機関はこれは停止されております。深夜におきましては、そこにまつてお腹を満たしてすぐ仕事に出かけるか、或いは帰つて行くかうというふうな、ちよつと瞬間的

にとめたものさえ取締を受けるということでは非常に運転者が不平を持つ。そこでそういう点で争うという点になりまして、疲れている人間が家へ帰る時間は追つていける、片方はまあ夜で用がないというわけではありますまいが、それをつかまえて、そうしてながながといろ／＼なことをどうだこうだと言つて、一口言ええ二口言い返すというので、そこでもつてやられるというふうな点等がたぐさんあります。

これは一例を申し上げたのであります。が、さような問題は、その因が何か簡単に、とめべからざる所にとめたとか、或いは軌道内を通つたとかというふうな、いわゆる一般のあり得る機関、その交通機関がそこに動いているときに邪魔になる場合とか、電車が走つているときにその軌道に無暗に乗り入れたとか、或いはバスが走つているときにバスの停留所に向つて駐車したということと同様なことが書かれてそれが事件になるといふことは誠に遺憾であります。

そこで、そういうことは生々しく現実を記憶している、場所的にも時間的にも乃至はその間における警察官との応答とかが記憶に新らしいときに裁判にかけ、直ちにこれを決するということとは、誠に簡易迅速でなければならんと思ひます。これが三月或いは半年も過ぎてから、そうだからどうだという点とがあつたつけないようなふうな遠い記憶を呼び起すような状態において裁判を受けなければならぬというところは、誠に私ども交通における仕事からは、よほど、あらゆる事件が利那的であり、又悪意でない、そしてその間の問題はよくそのときの前後の事情を生々

にとめたものさえ取締を受けるということでは非常に運転者が不平を持つ。そこでそういう点で争うという点になりまして、疲れている人間が家へ帰る時間は追つていける、片方はまあ夜で用がないというわけではありますまいが、それをつかまえて、そうしてながながといろ／＼なことをどうだこうだと言つて、一口言ええ二口言い返すというので、そこでもつてやられるというふうな点等がたぐさんあります。

これは一例を申し上げたのであります。が、さような問題は、その因が何か簡単に、とめべからざる所にとめたとか、或いは軌道内を通つたとかというふうな、いわゆる一般のあり得る機関、その交通機関がそこに動いているときに邪魔になる場合とか、電車が走つているときにその軌道に無暗に乗り入れたとか、或いはバスが走つているときにバスの停留所に向つて駐車したということと同様なことが書かれてそれが事件になるといふことは誠に遺憾であります。

て起きることが多いのでありまして、故意に事故を起してやろうとして起すわけではないのです。そういう点私が現実に取締当局に我々が感ずること

いは罪人を多くするということだ。それは折感ぜられぬふしがないでなしにわけです。これは我々組織の労働者からよく聞く話でありますが、もの蔭にかくれていて、信号無視或いはスピード違反を挙げるといふようなことを殊更にやつておるきらいがある。それがまあ年末のときだとかそういう季節的なときに出て来ると思うのですが、何かそこに成績主義というものが出て来ている、注意せんとしてこれを補導すれば足りるものを、何かもの蔭にかくれて、その罪を作つてしまふといふような点がたま／＼耳に聞くわけです。こういう点によつて事故発生についてのその原因を追究した場合、或いはそれを教育して行くという形にならないで、なにかこれを取締るという方向に重点をおいておる現在の行き方から言つて、そういう観点から単に事務を簡素化するのだ。事務が煩雑だといふだけで問題を処理されることおけるならば、本法案が執行されたときに於ける影響といふものは、非常に関係労働者にとつては重大な影響が来るのではないか。

かといふように考へております。
結論的に言ひまして取締関係当局の事務の簡素化という点のみ立脚して、関係当事者の人権尊重或いはその起きて来る原因に対する教育啓蒙といったものがなくしてこの法案が施行されるということには、根本的には反対なわけですが、但し、そういう点については政府提案になつておるようであります。

ういう点について十分な警告を政府当局が発して、現実の中では民主的に取締り、重点主義で検査コンクールとかいう形で行われないで、民主的に人権尊重という建前で貫かれて、文字通り簡素化されるならば、我々条件付きで賛成してもいいように考えておる。この文章にもありますが、十分な警告を政府当局が発する条件というところが十分強調されなければいけない。その上で初めて、その裏付けがあつてこの法案について賛成するという事です。基本的なそういうことが貫かれないうとするならば、単にそういうことが法律に書いてあるがどうかというところでは、私たちとして影響するところ大であるという観点から、この法案には反対になるわけです。

以上交通関係の労働者としての立場からこの法案に対する所見を申述べさせていただきます。

○参考人(新倉文郎君) ちよつとお伺いしてよろしいですか。

○委員長(郡祐一君) 何に對する……。

○参考人(新倉文郎君) 但書が書いてあるこの法律の……。

○委員長(郡祐一君) 連記をとめて。

○委員長(郡祐一君) 連記を始めて。

各参考人からの意見の聴取を終りましたので、委員各位より参考人に対する御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○羽仁五郎君 警視庁からお見え下すつておられる参考人の方に二、三点お伺いしたいのですが、今、他の参考人のかたからお述べになりました点からもお気付になったと思いますが、警察のはうのお気持に、警察の中ではそう

いうふうにお感じになつていらつしやらないでしようが、外から拝見しますと、取締主義というものが、今日でもまだ多分に残つておるという印象が強いようです。で、私もそういう感じを持つてゐるのです。で、今問題になつております法律案というものは、裁判の手続を簡単にするということですが併し、裁判というものは簡単にすべきものじやない、人権に關係するものだから飽くまで鄭重にすべきである。ところが、それを簡単にしたいという理由があるという場合には、一言でいえば、民主的な慣行があるかどうかという事です。民主的な慣行があれば、簡単にそういうことは許される。ところが、その警察のほうには民主的な慣行があまりないからどうかということ、第一に伺つておきたいのは、警視庁においては交通事件のみならず、一般の事件について、いわゆる点数制度というものを今日もなお行なつておられるかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○参考人(津田忠太君) 実はこの点数制度というものは、警視庁におきまして、昭和二十六年に実はこしらえておるわけですが、この点数主義という制度というものは、これは警察の規律という問題、それから防犯というものを更に進めて行きたいという二点に重点があるわけでございます。で、何んでもかんでも点数主義、違反さへ見付けられればいんだというような行き方ではないのであります。と申しましたのは、御承知のように警視庁が立てましたのは現在のパトロール制度だけなのであります。従ひまして、交通専門員には全然こういう点はありません。

ん。パトロールというものは、御承知のように外部にありまして、監督者からの手も離れておる。従つて、自分の責任、自分の判断によつて取締りをし行かなければならぬという建前をらしまして、これに對する一つの能率というものも挙げて行かなければならぬが、同時に今までの弊害をいたしまして、この点数制という評定制というものは、何でもかんでも点数さえ稼ぐ、いわゆる違反を、無理にでも検査数を稼げることによつて、その者が成績がよくないことだというので、従つて、そういう違反検査がたぐさあつたからといつても、それは若し自分に規律違反があつた。或いはこの違反検査について無理があつて、マイナスになるというふうなことがあつたならば、これは決してその者を表彰すべきじやない。いわゆるこの進退場がある。これがいわゆる警察官のあり方として大切なことだというふうな意味をこらいたしまして、規律という問題をどこまでも打出して行く。同時に又防犯というもののによつて、一般の民衆保護という実をうんと挙げて行こうというふうなために作つて実はしているのではありません。従ひまして只今御質問のよう、この交通問題があらまされたが、交通専門員というものに作るかという事は、これは交通はいわゆる交通業務でやつてゐるのであります。先ほど申しましたように、評定制というものが、警察官の規律及び一般犯罪の予防、いわゆる防犯というものに主眼を置きたいいわゆる今日の民主警察のあり方として、そうしなければならぬのだという建前からは外れて来るという

ことから、この面は交通専門員には、全然実施してないのであります。

○羽仁五郎君 今私が申し上げたのは、点数制度というものは、一般国民のほうから言う言葉であつて、今御説明になつたのは、警視庁で御使いになつてゐるほうの言葉を御説明になつたようです。と言ひますのは、我々一般に言う点数制度というものは、検査して来たのを点数として一点、二点というふうな、幾つ検査して来たかというのを数えて、そしてそれをその警察官の功績のようによつて考えるという考え方であつたのです。従つてそれは昭和二十六年から始まつたのではなくて、明治時代から長年あつたのだというふうに了承してあります。只今のお話では、昔のうちに検査して来たその検査の数を数えて功績とするということはないというのですね、一般的に……。それから警視庁においては、その外勤の交通関係のお巡りさんの場合にも、その点数制度はないというふうな御答弁ですか。

○参考人(津田忠太君) いや、今パトロールと申しますのは、昔の外勤なんですね。今交番が幾分残つてはおりますけれども、昔交番におりましたあれなんです、実質は……。それだけに実施してゐるということなんでございませう。

○羽仁五郎君 それでは伺つておきますが、現在行われております点数制度においては、マイナスをつつけられることもあるのですか。どういふ場合にマイナスをおつけになるか。

○参考人(津田忠太君) それは先ほどちよつと申し上げましたように、例えば違反があつて検査したからといつて

も、その人民処遇がよくなかつたり、或いは至らなかつた、これは全然違反にはなつていないというふうなことであります。適正でないということになるわけです。それはマイナスになります。或いは又繰返すようでありませうけれども、違反を検査しさえすれば、少々自分の警察官規律としてマイナスがあつても、或いは又人民処遇上の違反があつても、一応それは違反の検査上成績はよかつたとして表彰されるといふ事柄は、これはいけない。やはり警察官の総合的なものから見て、そのほうがいいか悪いかということ判断しなくちゃならぬのだというために、この人間の規律がみだれておつたり、或いは又違反を検査したからと言つても、それが非常に民衆処遇がいけなかつたり、或いは不当なことを取締つておつたというふうなことになる。すると、それはマイナスであります。決してプラスにはならぬという行き方でありませう。

○羽仁五郎君 只今御説明下さいましたような趣旨が徹底されることが願ひしいと思ひますが、実は私も法務委員会では刑事局のほうから資料を頂戴して、それを拝見したのですが、それを拝見しますと、極く最近、昭和二十九年二月あたりの事実につきまして、どうしてそういうものを検査し、そして検査局まで持つて来たかと思はれるような事件が一つならずございませう。例えば先ほど新倉さんのほうから御説明がございましたが、パスが通つていない夜更けに、そこで食事をすゐるためにそこへとめていたというのに類似したような例ですね。例えば朝早

く五時頃無免許で運転していた。無免許ということは重大なことだけれども、併し隣りには免許証を持つていないところを朝練習をしていたというのが単に検査されるのみならず、まあ検査されたからですが、検査庁まで来て、それで起訴猶予ということになつてゐる。そうすれば現在の、これは恐らく警視庁管下のことだつたと思うのですが、現在の警視庁の第一線の警察官においては、そういうようなやばい検査方針が今日も続けられているということを示しているわけなんです、こういうその実態もなければ、検査すべきことでもない、勿論注意すべきことではありましようが、そういうものが検査されているという事実は、やはりまだ検査主義というものがかなり残つてゐるのじやないかという心配を我々に与えるのです。そうしますと、こういう法律、裁判の手續を簡易にするということに害があるはずはないかということになるのですが、今の御説明の御趣旨と、少し事実が矛盾する点があるので、これは御説明を願うというのか、或いはこういう即決裁判手續のように簡易化をされるというこの時期に際して、警視庁においてはそういった方面において何か新しいことをお考えになつてゐるかどうか。つまり検査主義を根絶するために、そして民衆処遇がうまく行くために、もつとはつきり言えば人権の侵害ということ

にお考えになつておられましようか。その点一つ……。

○参考人(津田忠太君) 只今の御主張の中に、実は一応起訴しなくてもそれが起訴猶予になつたり、或いは又夜間において交通の障害がないにかかわらず検査したというような事例のあることは、結局は検査主義である、検査主義にある今日におきまして、この法案が通過することはどうかと、それに對して警視庁はどういう態度をとるかという御質問のように向うのでありますが、実はこの私のほうで、まあ警察署で以ての状況を見ておりますという、調査がこの者は違反なりとして警察署長にまあ報告しますと、その状況がいかに違反だというので以て起訴になつてゐる率と、それから又警察署長がこれは処分すべきでないというので、いわゆる訓戒等に付して起訴の手續を全然やつていない、こういう率を考えてみますという、大体は四〇〇％ぐらいは署長というものは巡査の意見は無視するということはないが、それは起訴しちやいかん、それは情状にもよります、或いは又場合によりますという全然これは数多い中には処分すべきじやないというふうなものもあるかと思うのですが、それらのものを全部まぜまして、大体見まして四〇〇％ぐらいは署長が、巡査がこれを起訴すると言つて出したいわゆる現報報告書というものを署にとどめて報告しないで、実はその場限りで以て訓戒にとどめておるといふような状況もあります。私どももいたしまして現在の状況から見まして非常にこの交通違反というものは多い。この多い点をちよつと申上げますという、昨年度交通事故とい

うものが一万四千四百五十件あつたのであります。その中で死者が六百十三名、重傷者が三千六十一名、軽傷者が五千三百九十一名というふうな率でありまして、この率というものはずつと二十四、五年から統計をとつてみまうという、幾ら努力いたしまして上廻つてこそ行け少くはならん。と申しますのは御承知のように自動車等、いわゆる交通機関というものが今日飛躍的に増加をいたしております。これが今日では大体十八万六千台ぐらいの自動車、東京都に登録されておるものが動いておると思つておる。又人口から申しますと、今東京都の人口は六百七十万と言われておりますが、毎月二万五千人の人が殖えておる。結局一年に三千万殖えて行く。道路はどうかと申しますと、御承知のようになつとも拡がりもしなければ新設もしない。従いまして一定のいれ物の中に非常にたくさん入るものが、このところに入り込んで来てる。今までは、例えて申しますならば一升瓶に五合入つておつた当時はよかつたけれども、一升も入つて来て今こぼれんとしておるといふような状況に例えることができると思つておる。従いましてこういう交通事故というもののどんなに施設をやりますが、或いは又指導取締というものを加えるにいたしまして、もう殖える一方でありまして、犠牲者は本年あたりは更にずつと死者なんか上廻つて来るだらうと思ひます。そういつた大家の犠牲をできるだけ少くして行かなくやならんということは、警察官に課せられた使命であらうと思つておる。従いましてこの方面に交通警察としての重

点がかかるということは当然で、私も及ばずながらの努力はいたしておりますが、併しながら、話は元へ戻るようでありまして、先ほど羽仁委員の御質問のうちに、今でもやはり検査主義というものが残つてゐるやうに思われるというお話でございますが、警視庁自体といたしましては今までのいわゆる検査主義というものを打破せんがための評定制というものを設けて、人間の、警察官の民主的なあり方というものに規律というものを加へ、又交通事件ばかりでなく一般の諸犯罪というものが非常にこのところ殖えて来てる。民衆保護の立場からいつて防犯点というものを一國能率を挙げて行くということが、警視庁のあり方というふうなことからこの問題を出しておるわけなんです。従いましてこの検査主義というものは私のほうから申しますと、別してそういうことを考へていないばかりでなく、逆に検査主義ではないかんだ、無理な検査があればその人間はマイナスにするぞというものが規定であるのであります。従いましてこの規定で推し進めて行くことによつて只今おつしやつたような警視庁に対する違反というものが漸次少くなつて行くのじやないかということが考へられております関係上、今この法案が若しも通過したからと申しましても、警視庁がこの評定制をどうしようかというとは別に考へておられません。ただ、ここにおいて附加して申上げたいことは、警視庁の制度というものはだんだんまあ變つて行きます。昔はいわゆる外勤としましては各所に交番がありまして、いわゆる交番制度というものをとつてお

りましたが、今日では交番はありますけれども、これは一人が勤務しておつて、その多くの者は交番に頼らず、外のビートを持たせまして、受持ち責任制ということで絶えず昼夜を通じてパトロール、いわゆる廻らしてゐるわけなんです。ところがまあ交番というものが一般の犯罪の防止に、或いは又国民からの何か事があつた場合におきまして交番のほうに力強いとか、やはり交番のほうに能率が上るとか、いろいろな話がございますので、場合によりますという、警視庁はこの法案が通過するか或いは実施になつた時分には、一部交番制度に変わる場合があるかと思つておる。こういうつた場合におきまして交番制度に若しも変へるようなことがありますという、この制度の変更に伴ひまして、只今申上げましたいわゆる今のこの制度でございますが、実は防犯というものに重点を置いた規定であるだけに、昔のような交番に變つてしまふと、昔のような交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

な交番に變つてしまふと、昔のよう

くかも知れません。これだけは一つ念のために申添えておきたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私はやはり今の御説明でもなか／＼心配は取れないのじやないかと思ふのは、さつき御説明がありましたマイナス制度が決定して、いれ、さつき例に引きましたような、最近までそういう問題にならないものが、検察庁で起訴猶予になるといふような事件をお巡りさんが取上げるはずはないと思ふのです。これは説き上げてよいので、すけれども、昭和二十九年の二月頃、朝の五時頃人通りの全くない所で、隣には免許証を持つた運転手を検挙して裁判の結果検察庁において起訴猶予にされた。これはマイナスになるほうですがね。これはマイナスになるという根拠は、憲法の命じているところであつて、公務員は人権を尊重しなければならぬ。ところがこれは非常な重大な公務員の任務に違反したことになるのだから十分大きなマイナスがつくはず。つばはそんなことを繰返すはずがないのです。だからどうもマイナスの効果が余り上つていないという証として御弁解の余地がないように私は思ふのです。

そこで伺つておきたいことが三つあるのですが、第一は、警視庁では警察官に対して憲法の遵守、即ち人権の尊重というのを十分徹底しておられると固く信じてますが、併し事実においてはどうもそうでないようなことがある。そこで第一に伺つておきたいのは、これは前に別の事件の際に警視総監においでを願ひましたときにもお願いをしたことなんです、警察官に対する

今の評定というのですか、その人がよい警察官であるとか、余りよくないかというところをお考えになる場合、世論、輿論、これは強いて立入つて近所の人の意見まで聞いて見るといふことを私は申すのではなくて、新聞などによつて批判を受けた場合に、それをまじめに取上げておられるといふふうな信するのですが、その点ほどの程度までやつておられるか。新聞で叩かれたときは、却つて逆にこんなことを恐れるなどと言つて士気を鼓舞しておられることがあるんじゃないか。

それから第二は、今のマイナスという制度をもう少し徹底されるようなお考えはないだろうか。つまり、従つて人権の侵害があつた場合には、嚴重にその警察官にさういふことは繰返されないうような処置をとられるとか……

それから第三は、勿論今御説明があつたように、交通事故に伴つて貴重人命が失われるといふことは誠に悲しむべきことであります。併しこれは警察ばかりが全責任を背中に背負つてお考へになると、我々非常に迷惑をするので、日本にはとかく官吏がそれ／＼日本国を背中に背負つて、それで國民を圧迫して来たやうな伝統があり、それから、これは他に原因があるので取締を幾らやつてもききません。それで伺つておきたいのは、こゝいうやうな法律が審議されておる機会に、警視庁のほうで東京都に向つてもう少し道路、さつき御説明のようにな非常に自動車が増加するから、自動車の激増に対する現在の東京都の道路は妥當であるかどうかといふことを検討して、妥當でないことにきまつておるのですが、それに対してどういう改善の措置を講

ぜられるか。又最近東京都内で非常に長い期間に亘つて長い道路を、いわゆる駐車禁止をなすつておられる。あれは東京都の都市計画として大建築に対するガレージの設置といふやうなことを実際にその程度まで要求するおられるのか、さういふことですね。つまり都市計画と或る程度のことをやつてくれないと、警視庁としても非常にお困りになるだらうと思ふ。さうして恨みを御自身にお受けになつて民主警察といふものにはまず／＼道遠い。それです。さういふ御申出を今なさつておいてになるか。今若しなさつておられないとすれば、なさるお考えがあると思ひます。その最後の点は、特にこれは重大で、事実上あんなに道路の状況が悪く、ガレージの設置がないといふ状態で、今のようにな駐車禁止区域を設けられ、又違反を檢舉されたといふことだと、これは運転手のかた／＼のほうでも服しないと思ふのです。どうしても自分のほうにも若干理由があるといふふうになるけれども、違反は違反だといふので檢舉されるというこ

以上三點についていま一応お考えを伺うことができれば、仕合せと存じます。

○参考人(津田忠太郎) 警視庁に対する輿論の問題の取上げ方の問題だと思ひますが、まあ新聞とか或いはラジオ等におきまして、いいことの放送もあつたが、又警視庁のつらよごしといふやうな放送もかなりあることは誠に恐縮に存じておりますが、私はラジオであつた新聞に出たり、或いはラジオ

を通じてマイナス面が出た場合の輿論に對しまして、別に隠し立てをするとか、或いは又それがために相手と衝突したやうな場合において、まず／＼士気を鼓舞してまず／＼大きくなつて行くのだといふやうなことはありませぬ。事實は事實といたしまして十分検討いたしまして、さうして悪い点は悪い点として、これはまあ場合によりまして、さういふ、印刷物にもいたしまして、さういふ悪いことがある、これはもうお互いに注意しなければならぬのだと、反省資料として十分一つ今後の運営に注意しろといふやうなことで、印刷物を以て各署長に流す場合もあり得ます。或いは又場合によつて、係り主事を呼出して訓戒するといふ場合もあり得ますが、場合によります。さうして、署長會議まで開きまして、さうしてさういふ非がある。非は飽くまでも是正しなければならぬ。ついでには警察官のあり方、態度として、さういふやうな多くなりやならぬといふやうなことを数多く挙げまして、さうして反省といふものに努力をしておるのであります。決して反感を買つて、逆な方向に持つて行くといふやうなことはないのでありまして、御心配はないと思ひます。

それからマイナス面の取扱ひであります。この夜間の問題は実害がないから取締りなくてもいい、或いは又不起訴になつた場合はマイナスなんだかというお話であります。勿論マイナスには相違ありません。又夜間の場合におきまして実害のないといふ場合もあり得ますが、実害のある場合もあり得ます。御承知のように交通指導取締りといふものが従来は疑問だけやつていたものであります。最近におきましては夜間の交通がかなり頻繁になつて来ております。従ひまして、これは誰も通つていないといふやうなところであつても、不意に人が出て来たりいたして、これを轢いて逃げたといふやうな問題もたくさん起つて来ております。従ひまして、夜間の実害があつたかないかといふことは、ただ夜間といふだけでは解決はつかないのであります。夜間のいわゆる時刻はいつあつたか、或いは場所はどこであつたか、或いはそのときの現場はどうであつたかといふ、まあ具体的な問題を取上げまして、果して実害はどうであつたかといふ判定をつけて処理して進んでおるわけなんです。従ひましてさういふ問題はやはり現場におきまして細かい調べをして実情に即するといふ行き方をしないといふと、非常に形式にも流れますし、処罰しなくてもいいといふものを処罰するといふやうなことにもなります。この点は十分私どものほうでも考へて進みたいと思つております。又従来もさういふことのある場合におきましては、先ほどのお話のように各署に指示をいたしまして、扱ひ方についての反省を促しておるわけでございます。

合におきましては、ともするといふと、人情として自分の先輩であつた

か何とかというふうなことで、不公平な措置が起つちや困るというので、この点は私署長会議等にも話をいたしました、書面でも指示を流したこともございしますが、そういう点はどこまでも警察官というものは公平に取扱をしないちやいかんということにつきまして、再三今まで言つておりますが、まあこういう警察官が入り込んで、具体的に話はまだ余り聞いていないのでございす。同時に、この数は極めて少数です、入つておりまして……まあこういう点はよく私のほうでも注意をいたします。

○中山福蔵君 もう一点お尋ねしておきますが、実はこれは日本は貧乏ですから、立派な道路を作ることはできないのですが、大体死の交叉点というものは大体きまつてゐるのです。どこでも、これはもう都会に行きますという、大体この辺が事故の起るところだといふことは大体見当がつくのでございす。それで私は二十年ばかり前に、路面の軌道電車を高架線に運動をしてきたことがあります。これはこの路面の死の交叉点なんというものは、トンネルの、地下道を作るということが何よりも必要じやないかと思うのです。警視庁なんか一つこういう点をよく御研究になつて、金がないのだから仕方がないですけれども、できるだけその魔の交叉点というふうなところは地下道を作つて、被害を少くするようになせなければいかんと思ふのです。これは全国の乗用車の自動車協会の会長さんにもいらつしやるのですから、こういう点はあなたの方から、特殊の税金でも一つ考案なさつて、俺らな

んかはこのように税金を納めるから一つ作つてくれというふうなぐらゐない、一つ奇矯な志を出し頂いて、魔の交叉点なんでものは特殊な構成の施設として作つて頂かなきや駄目だと思ふのです。が、そういうことの何か御協議なさるような機会はないものか。又そういうことをなさつたことがありませんか、どうですか。ちよつとお伺ひしたい。

○参考人(津田忠太君) これは先ほどお話ししましたように、交通対策協議会というものがございまして、そういう話も実は出るのでございす。特にこの問題につきましては、京浜国道なんかは非常に交通頻繁で、あれで地上の交叉点というものが非常に一般の交通妨害になるといふところで、ああいうところこそいわゆる地下道の何をこさへなきやならんといふことで、その議はなか／＼もう今進んで来ているのですが、肝腎要な予算に移りますと、これも又龐大な予算になるのでございす。従つてまあ結局予算でつきとまつてゐるという現状でございまして、決してそういう問題について無関心でゐるわけではございせん。で、話題にはもうしよつちやう上つてゐる問題なんぞでございす。まあ予算が許されれば、最小限重要な点からでも始めて行きたいという考えは持つております。

○秋山長造君 警視庁の津田部長に一点お尋ねしたい。先ほど羽仁委員から幾々御質問があつて、まあ私も一、二共鳴する点が多かつたのですが、更にそれに附加してお尋ねしたいことは、警視庁で交通の取締りをやられる場合に、ここに交通事件が起つた場合に、

ただそれが形式的に交通違反であるかどうかということだけの取調べにとどまつてしまつて、更にもう一歩つゞ込んで、まあ先ほどお話がありましたように、例えば道路なり或いはいろいろな交通関係の施設等に余りにも不十分な点がないかどうか。

それからもう一つは、更に最近の交通事情から我々がいろ／＼見聞きしておるところによりまして、交通従業員といふ点も、交通労働者といふ点も、か、そういう人たちの勤務状態、労働状態といふものが余りにもこれは過労に過ぎてゐるんじゃないか、労働強化に過ぎてゐるんじゃないか。そのためにしばしば疲果してために不意な交通事件を起してゐるということが非常に多いんじゃないかと思ふんです。で、そういうところまでつゞ込んで警察においても調査をなさつておるかどうか。更に又そういうことありとすれば、ただ先ほどの道路なり何なりといふようなことの整備の問題について東京都に対して警察側としての何か申入れその他の手をお打ちになるのみならず、自動車関係の業者或いは会社当局に対してそういう労働条件の改善といふような問題について警察側として手をお打ちになるべきじやないか。でそれがなければ幾ら道路がかりつぱになつて、又幾らこういう法律を作つて取締り面だけを完備してゐても、肝心なものの自動車を動かしてゐる人がいつも睡眠不足でくたびれ果ててやつていたんで、これはやはり交通事故の予防というところはなか／＼できないと思ふ。そういうところまでやはり民主警察としては行き届いた予防手段といふものを講じてもらふのでなければ、到底

底交通事件の予防が十分であるとは言えない。その点についてお伺ひしたい。

○参考人(津田忠太君) この違反事件の取扱ひの問題でございすが、これは先ほども申し上げましたように、交通違反の取締りは非常に数の多いことである。従つてとしまして、まず、形式に流れたり、或いは調べが厳重に行かないといふような問題のために、私どももこの交通違反という問題は十分一つ厳重に調べてくれ。それで先ほどお話し申し上げましたように、交通巡査がこれは違反なりとして警察署長の下に報告いたしました数から考えますと、まあ十件報告したものうちでは四件まではそれは起訴に相成らん。これは何かと申しますと、やはりいろ／＼な客観情勢もありまして、だから又夜間のお話も、先ほど出ておりましたように、夜間と申しましては夜間だからといつて必ずしも罪がないとは申されません。そういうところは非常に判断をして行かなければならん問題もありまして、先ほど又羽仁委員からもお話がありましたように、例えば消防の消火栓の上に置くといふような問題にいたしまして、それが運転者がいらないで以て自動車をそこへ駐車しておいたといふ場合と、人間はいるのだといふ場合とは相当事情が違ふわけなんぞでございまして、従つていろ／＼違反事件がありまして、場合によりますとこの指摘した被疑者が違反者であるように考えられるが、さて客観情勢から考へると止むを得ずそこまで行つちやつたのだといふような事件も、これは現場におきましてはかなりございす。従いまして実地というものに

つきまして、特にこれは調査を厳重にして、ただ机の上でどうかというように聞いておつたのでは無理がある、又事実と反するといふようなことで、この点につきましては私どもとしては口がすつぱくなるほど厳重に、細かく調べてくれといふことでやつております。関係上、先ほど申しましたように、署長が四〇%からの訓戒にとどめて起訴しないといふような問題も実は出てゐるわけなんぞであります。従いまして報告したから起訴しなければならんといふようなことでなしに、相当まあ地元の署長としては調べてくれるのだからといふようなことは信じてゐるわけなんです。

それから二番の労働条件の問題でございすが、これは一番目に立ちますのは、何といつてもハイヤーとタクシーの運転者の問題だと思ふのであります。ハイヤー、タクシーの運転者の労働条件の問題は大体二分されます。と申しますのは一昼夜交替、一台について二人の者が一昼夜交替して次に渡すといふような主義のものが現在では多いのであります。それからもう一つは例えば午前八時から勤めまして午後六時までやる。六時から翌朝の一時か二時というふうなところまでやる、いわゆる二交替制といふのがございす。これは先ほど御指摘のように一昼夜交替制といふことになりまして、これは運転者は非常に疲勞するわけでありまして、特に十二時以後ということになりますと居眠りも出ますし、疲勞のために思ふやうな交通事故を起すといふ問題にもなりますので、私のほうはいたしましてはできるだけこういう労働条件といふものでもできるだけいわゆる二交替制、いわゆる朝八時から六時

まで、六時から翌朝の一時か二時までというふうに切つて行くことによつて過労に陥らない。そのことが全般から見て交通事故を少くするゆゑであるといふに考へて、この点は先だつても都下のタクシー業者のかたと懇談をいたしまして、こういう問題の検討もし、又こういう場合におきましてどういう制度が理想であるかということの問題にも触れて、まあ私のほうでは二交替制と、一昼夜制というのはいちよつと過労に陥るといふようなことで、二交替制を推薦いたして実はいろいろのねえなであります。まあこういう問題につきましてもかなり私のほうでも実は関心を持つて調査もし、又お奨めもするといふ状況にはなつております。ここに新倉さんもおいでになりまして、警視庁から余り要らないところまで干渉されるというようなお考えがあるかも知れませんが、現在の交通状況から見るといふところにも実は関心を持つてゐるのでございませう。

○秋山長造君 只今のお話の通りにこの問題はやはり交通事故の予防という上から言つて非常に重大だといふよりも、先ず一番重大な点ではないか。そこから出発するのじやないかと言つてもいいぐらゐな問題なのでございまして、やはり警察としても取締りのみが必ずしも警察の仕事でないことはこれは言うまでもない。特にこういう労働条件の改善という点について十二分に一つ警察側として考慮を払い、又それ／＼の有効適切な手を打つて頂きたいといふことを特に要望しておきます。

それから只今の件について新倉さん

にお尋ねしたいのですが、只今の警視庁のほうのお話によりますと、都内のタクシーの勤務制については一昼夜交替制と一日二交替制という二つがあるというお話なんです、この実情は大體パーセンテージにしてこの二つの交替制はどういうことになつておるのですか、一つお尋ねいたします。

○参考人(新倉文郎君) 御質問の点率直にお答え申し上げます。前段のお話中交通事故を起します自動車の面は、基礎的条件は道路でございませう。次は車輛でございませう。そして運転者でございませう。これは三つどれが大事かといふことはその場面によつて違いますが、先ず道路関係が基礎になつておる。あとは車が完全整備をされておるか、今度はそれを運行する操縦者である運転者が極めて安心平穩の状態において操作ができるかできないか、これが交通事故を起す、起さないといふところの基礎的条件である、こう見ておられます。これを改善する問題は、ひとり事故の絶滅といつた点ばかりでなしに、事業経営等の見方から見まして極めて重要なものになります。御質問の点は、過労の結果交通事故を起し得るのが多いと思つて、その労働条件の改善の面から見て、現在のタクシーが一昼夜交替制と半日交替といふまじやうか、一日を半分ずつ交替しておるものとどちらが多いか、それに対してどのくらいがよいか。こういうふうな御意見だと思つてございませうが、恐らく現在のタクシーの流し営業は、これは大部分が一昼夜交替であつて、半日で交替しておる、夜昼交替といふふうなものはないと思ひます。あつても極めて少いと思ひます。これは、若し仮

にここに従業員諸君を集めて、そうしていづれをとるか、こう聞いた場合に於いては、恐らく運転者諸君は一昼夜交替をとると私は思ふ。これは給与の状態等と関連を持つておるもので、そうして一度仕事に出て来たらば、その仕事の状態において一応一通りの仕事をしつゝ、こういうことのはうがきまりがきつやうといふ考え方もありませう。又運転者諸君の収入といふものが考えられておるから、それが雇間の操作による雇間の就業と夜における就業と収入が違つて参ります。そういう点で、簡単にこれは割切れない問題になつておる。要は、一日と言ひましてもまあ十六時間ぐらゐなりませうが、その間の仕事のうちで、食事乃至は一番仕事がある午後三時といふたようなのは、普通の、春夏秋冬によつて違ふのであります。そういうときに、ちよつと疲勞を覚えた、喫茶に行つてレコードを聞く。そこで三十分なら三十分お茶を飲んで休んで、そして本當にすがすがしい気分になつて又ハンドルを握るといふふうな、非常にその間給与と労働との条件を調和しつゝ考へてやつておる運転者が相当あるわけでありませう。又夕食等の場合において、いづれの時間を避るか、時によつて違ひますが、夕景日没後はラッシュアワーになるから、それを避けて、ぐつと八時からその附近に持つて行つて、食事の時間に大勢食堂に集まる。一連の諸君で、今日はどうか、骨が折れた日ですか、今日は工合が悪いなどというふうな話をして、そこで慰安をとるといふような工合でありまして、ハイヤ一等は別であります、タクシー等

におきましても、食事、茶を飲む喫茶の時間というふうなものがございまして、これは一日交替必ずしも過労ならざると思つておられます。要は、その間に固定給でそれだけの生活安定を期せるかといふ問題であります。且つそれに対しては、一たびその会社なら会社に勤めた人が、長年勤めた場合における退職手当等の制度が確立し、これに対する保障が完全についているかといふかといふ企業体の問題だと思ふのであります。要は、この問題は極めて重要な経済的な話に入つて参つておる。この取締りとはちよつと別にはなりませうが、取締りの根幹がそこに出て来ると思ふ。今委員の皆様方から御質問は警視庁に向けられておるようございませうが、曾つては警視庁が免許可乃至はそれに対する諸取締りといふものを一手に握つておつたわけでありませうから、一面において警視庁が警視監の責任においてこれが処断できたわけでありませう。今日ではこれが運輸省に移りまして、免許可その他が運輸省の問題は、全部道路運送法によつて地方の陸運局乃至は運輸事務所においてやつておるのであります。警視庁が現在これらに対して何をしようかといふと、路上において事故を防ぐといふだけの、これだけの縁の下のかと思ひます。私どもは警視庁当局に向つてもお願いしておりますし、又陸運当局にもかなり強く申し上げ、先般参事院の満場一致の決議で進みまして、例の道路運送法のいわゆる自動車運送協議会によつてかような問題をどこに答を出したいかといふことを今検討中でありませう。曾つてタクシー

といふものを御覧願つたかたにはよくわかりませんが、東京、大阪等においてはいわゆる指を振つたわけでありませう。指三つは三十銭でありませう。當時は三十銭でどん／＼乗れたわけですが、よほど遠いところでも五、十銭で用を便したのですが、そのときに一体どういふ交通状態であつて、どれだけの車があつて、どれだけの電車、バス或いは省線等の客を送つて、そこに血みどろのダンピングによるところの交通の地上闘争を行なつておつたか。こういうことを考えますときに、いわゆる労働条件の改善の問題については、かかつて企業体が今の完全車輛の整備をなし得る企業体の能力を持つつか。そして労働者の主張を十分述べることをできる企業体、私は先般参議院の委員の方々からこの問題について御質問を受けたときに、おおむね労働組合を構成し得る企業単位、こういうものを答へまして、そうしてこれを五十台と申上げたわけでありませう。それは、一台の車に二人つておるものと百人以上になりませうから、おおよそ百人ぐらゐないといふ一つの労働組合という構成ができません。従つて、労働者が十分労働者の労働条件の給与乃至その他の問題を主張し得るところの企業体に置いて、そして経営者は完全整備をし、完全な固定給を中心とするところの従業員に対する給与が彼これ全きを得るという姿において、企業は自然発達もあり、十分なる経営ができてこれになること、自然の姿においてこれをなすべきである。然るに現在の下において、悪性の事故その他のものは、主としていふ／＼な問題がありませうけれども、名義賃とか、或い

といふものを御覧願つたかたにはよくわかりませんが、東京、大阪等においてはいわゆる指を振つたわけでありませう。指三つは三十銭でありませう。當時は三十銭でどん／＼乗れたわけですが、よほど遠いところでも五、十銭で用を便したのですが、そのときに一体どういふ交通状態であつて、どれだけの車があつて、どれだけの電車、バス或いは省線等の客を送つて、そこに血みどろのダンピングによるところの交通の地上闘争を行なつておつたか。こういうことを考えますときに、いわゆる労働条件の改善の問題については、かかつて企業体が今の完全車輛の整備をなし得る企業体の能力を持つつか。そして労働者の主張を十分述べることをできる企業体、私は先般参議院の委員の方々からこの問題について御質問を受けたときに、おおむね労働組合を構成し得る企業単位、こういうものを答へまして、そうしてこれを五十台と申上げたわけでありませう。それは、一台の車に二人つておるものと百人以上になりませうから、おおよそ百人ぐらゐないといふ一つの労働組合という構成ができません。従つて、労働者が十分労働者の労働条件の給与乃至その他の問題を主張し得るところの企業体に置いて、そして経営者は完全整備をし、完全な固定給を中心とするところの従業員に対する給与が彼これ全きを得るという姿において、企業は自然発達もあり、十分なる経営ができてこれになること、自然の姿においてこれをなすべきである。然るに現在の下において、悪性の事故その他のものは、主としていふ／＼な問題がありませうけれども、名義賃とか、或い

といふものを御覧願つたかたにはよくわかりませんが、東京、大阪等においてはいわゆる指を振つたわけでありませう。指三つは三十銭でありませう。當時は三十銭でどん／＼乗れたわけですが、よほど遠いところでも五、十銭で用を便したのですが、そのときに一体どういふ交通状態であつて、どれだけの車があつて、どれだけの電車、バス或いは省線等の客を送つて、そこに血みどろのダンピングによるところの交通の地上闘争を行なつておつたか。こういうことを考えますときに、いわゆる労働条件の改善の問題については、かかつて企業体が今の完全車輛の整備をなし得る企業体の能力を持つつか。そして労働者の主張を十分述べることをできる企業体、私は先般参議院の委員の方々からこの問題について御質問を受けたときに、おおむね労働組合を構成し得る企業単位、こういうものを答へまして、そうしてこれを五十台と申上げたわけでありませう。それは、一台の車に二人つておるものと百人以上になりませうから、おおよそ百人ぐらゐないといふ一つの労働組合という構成ができません。従つて、労働者が十分労働者の労働条件の給与乃至その他の問題を主張し得るところの企業体に置いて、そして経営者は完全整備をし、完全な固定給を中心とするところの従業員に対する給与が彼これ全きを得るという姿において、企業は自然発達もあり、十分なる経営ができてこれになること、自然の姿においてこれをなすべきである。然るに現在の下において、悪性の事故その他のものは、主としていふ／＼な問題がありませうけれども、名義賃とか、或い

といふものを御覧願つたかたにはよくわかりませんが、東京、大阪等においてはいわゆる指を振つたわけでありませう。指三つは三十銭でありませう。當時は三十銭でどん／＼乗れたわけですが、よほど遠いところでも五、十銭で用を便したのですが、そのときに一体どういふ交通状態であつて、どれだけの車があつて、どれだけの電車、バス或いは省線等の客を送つて、そこに血みどろのダンピングによるところの交通の地上闘争を行なつておつたか。こういうことを考えますときに、いわゆる労働条件の改善の問題については、かかつて企業体が今の完全車輛の整備をなし得る企業体の能力を持つつか。そして労働者の主張を十分述べることをできる企業体、私は先般参議院の委員の方々からこの問題について御質問を受けたときに、おおむね労働組合を構成し得る企業単位、こういうものを答へまして、そうしてこれを五十台と申上げたわけでありませう。それは、一台の車に二人つておるものと百人以上になりませうから、おおよそ百人ぐらゐないといふ一つの労働組合という構成ができません。従つて、労働者が十分労働者の労働条件の給与乃至その他の問題を主張し得るところの企業体に置いて、そして経営者は完全整備をし、完全な固定給を中心とするところの従業員に対する給与が彼これ全きを得るという姿において、企業は自然発達もあり、十分なる経営ができてこれになること、自然の姿においてこれをなすべきである。然るに現在の下において、悪性の事故その他のものは、主としていふ／＼な問題がありませうけれども、名義賃とか、或い

九

はそれに伴うところの大きな搾取から受けるしわ寄せというような問題がそこにある／＼な問題を展開しておるのではないか。それが一万二千を越えておりまするタクシーのうち三千台はいわゆる名義を貸して、いわゆる陸運局長の薄つべらの紙の上に、免許の上にあぐらをかいて、そうして初めて来た

か。即決裁判などの場合にも、果してどういう処分になるかわからないということもあるので、折角簡易にされるにしましても、その点から問題が起りほしくないかというふうに素人考えで思いますが、それらの点についてどんなふうに現在なっておられますか、又お考えになりますか。

七、八百円という収入が出るわけでありま。これはチップでもございま。乃至は釣り銭がチップとして贈与されておる場合が相当多いと思いま。端的に申しますと、仮に八十円のメーターの車に乗ります。そうしてすつと行きますと、それがどのくらい距離でどうであつたかということはお

ところにおいて、おおむね一割から二割の善意な釣り銭がチップとして運転手のサイド収入になつておるといふ事実は否定できません。さうな問題は、その程度のものは何れ月に一遍起りますが、自己の不注意によつて止むを得ないと思つたら、罰金は本人の負担になつております。その他の事故の被

やはり日本の警察官の長所も勿論あります。私もその長所を認めるのです。が、私はやはり民衆に愛されていないというか、親しまれていないという点の欠点は、かなり我々としても外国に對して弁解しにくいものじやないかと思われまします。殊にこれは國際的に輿論でも問題になつたことで、前に委員会

とくに、二十万円の権利金、その次に毎月三、四万の納金、こういうものを取つて、損をしようと得をしよう、と、油代が幾らかかろうと、何をしよう、と、どんなことをしてもそれは向うの勝手である。取るものを取ればいいという親分式の営業が滔々として行われておる現状を打破すべきものと思つておるのであります。これらの問題には労働条件というような問題はございません。かようにして企業の根柢を明確にし、そうして労働条件を改善することは、かかつて企業の安定性でなければならんし、一方は企業者が車に對して完全に整備をすることでなければならぬ。それでないと事故その他の問題は絶滅できませんとこう申上げておるわけであります。特にそういう方面につきまして掘下げていづれかの機会に又私のほうから資料を差上げたい、こう存じております。

○参考人(新倉文郎君) お答えいたします。簡単ですが要点だけ申し上げます。罰金と申しますと、おおむね千円多くて二千円くらいだつたでしようか、まあ五百円から千円というのが多いようであります。その程度のもは運転手自身が払つております。これは経営者としてはそういう問題があつたかなかつたかという報告を受けておりません程度の軽微な問題であります。ですから、経営者がこの罰金をどうしてしようかということは、相談を受けたことが割合に少うございます。一面この点で経営者が、じやこれに対して何かの点で見ると、乃至は料金収入から立替えて払うというふうな扱いがあるかどうかというところでありますが、それはございません。経営者としましてはメーターに出て来た表示額そのものが入つて参りますから、度量衡によつて出て来るところのすべてのメートルが、その

客さんはよく知らんですから、とにかく二キロ以内ですから八十円の以内でとまつております。これは市内の屋間抜われるところの利用面におきましては、全体の回数に三割強を占めておると私は見ておるのですが、それが今の二キロのスタート料金の範囲内でこれが収まつておりますから、二キロの間のこの辺でお降りになる方もありますように。間際まで行つてゐるものもございます。そこで百円札を出されて要らんよ、こういうふうにおつしやるのがかなり多いのじやないかと思ひます。特に多いのは駅に着けられるお客さんであります。急いで汽車の時間に間に合わせるとか、駅に行つてくれとかいうのは、そこで百八十円という料金が出た場合に二百円出してすつと走つて駅のほうに行つてしまつて、お釣りでございますと呼びかけても、もうそのときにはお客さんは向うのほうに

のは全部会社の負担でございます。

○羽仁五郎君 これは警視庁のほうのお考えと、それから自動車協会のほうと、両方にお答えを願いたいと思うのですが、要するにこの新しい法律案が成立しますと、警視庁とされましても、又自動車協会のほうとされましても、先に申しましたように、非常に利益があるということは繰返して申しませんが、そうした法律案に伴う利益があるのですが、他面こういう法律案に伴う人権の侵害という恐るべき点があるということは、先ほどから幾々申上げたことなんです。で、さつき警視庁のほうには一応お願いというふうに申上げたのですが、その点一応お答え願うておいたほうが、法案を考える上に、おいて有難いと思いますので、いま一応お尋ねするのですが、こういう法律案が成立するというのであれば、警

でも申上げたのですが、日本の警察には現場処理の能力がないのではないかと、というふうに思われて、必ず警察まで持つて来る。さつきのお話でも署長が、四〇％くらい起訴しないというのは、起訴しないというのか、送検しないというのか、その点の御説明を又願つておいたほうがいいと思うのですが、署長があれするよりも、やはり第一線の警察官が自分の判断を以て常識的に法を守ろうとする法域と、それから民衆の人権というものとのバランスのとれた判断を現場でなさることが何よりも民衆の、殊に自治警察に対する支持というものが受けられる唯一の点で、現在自治警察についての問題が起つているときに、民衆が必ずしも自治警察というものを絶対的に支持しないという不思議な現象を呈していることは御承知の通りですが、そういう点について特にこういう法律案の審議が

○羽仁五郎君　今の新倉さんに一点お尋ねしておきたいと思いますが、交通事件の際の罰金をことなんですけれど、罰金を運転手の方が支払われるのか、それとも経営者のほうでそれをお出しになりますのか。それから又営業されておる場合の料金ですね。料金などから立替えるということができるようになっておるのでしょうか、できないようになつておるのでしょうか。

ままぴちんと計算に入つて来るわけではございませんが、一日やつておりますと、おおむね千円から多いのは二千円近いサイド収入を見ております。これはどういう点を見ておるかといふと、一々その車によつて違いますが、七、八千円の仮に料金収入を挙げますと、どんなに少くとも一割強、多い場合は二割ですから、八千円として千

行つていなくなつてしまつてゐるといふ状態が相当ございます。東京の人間は得てしてそういうふうな気持ちが多いようであります、幾らかチップを出したいという気持ちがあるようでございます。私どもとしてはそういうものはちつとも入つて来ておりませんから見ておりませんが、そういうものは本当に私が最も正しい運転手について長く調査をし、あらゆる資料を集めた

視庁としては人権尊重という面において考へる意思があまりになるか、又はその具体的な特に面を一応伺つておいたほうがいいのじやないか。

余談になりますが、この間も警視総監が外国へ行かれて、旅行記を出しになつて、大変有益に且つ興味深く拝見したのですが、外国の警察と日本の警察と比較するということは、いろいろな意味において有益ですか……。

なされておりますときに、そういう点
の人権の尊重ということを一層やつて
頂きたい。今ここで具体的な、これは
自治警察でありますから、我々から少
しもお指図申上げるようなことはでき
ないわけですが、お考えとして何つて
おいたほうがいいのじやないかとい
うに思うのです。交通警察の任務と
いうものは非常に大きいことでありま
すし、そうして外国などの場合には、

むしろ交通警察が主体となつて、後に一般的に警察が発達している。警察全体に人権尊重、民衆との親愛というところが強いのですが、日本ではむしろ交通警察というものはつきたりみたりと考えられて、それでさつきから参考人の方の御意見のように、交通事件というものは必ずしもいわゆる犯罪というものは違ふ面がある。そうして又悪意又は故意に基づくものではない。殊に東京都の交通施設が劣悪極まる状態で、こういう道路で、こういうようなガレージのないようなところで、そうして又さつきも中山委員からお話がありましたように、交叉点が今のようない平面交叉をやっている都会は世界の首府において東京だけです。つまりほかのヨーロッパ、アメリカもそうではないが、必ず平面交叉でない、立体交叉をやっている。東京だけが依然として自転車、電車、そして通行人、その中を自動車が続つて歩いているというように、殆んどかかるに類するということなことでござえている。従つてそこに事故が起つて来る。事件の責任が運転手にあるか、それとも東京都の知事安井君にあるかということもわからないと思ふので、その二点ですが、東京都の都市計画というものを、こういう裁判が簡略にされることをよつて警察が利益を受けられる、それによつては東京都の都市計画を急速に促進するという点、それから警視庁が人権尊重という点を外部から見ても、如何にも人権を尊重しておられるというところが納得行くような方向に努力なさるという二点お伺いしておきたい。

それから自動車協会の方に伺つておきたいと思ふことは、やはり自動

車協会としても、こういう法律案が通過せられますならば、これによつて受けられる利益があらくなると思はれます。従つて、それに対して何かやられそれによつて利益の半面、害を受けられるということに對するお考えもありませんので、その点を伺つておきます。

それから最後に、労働組合のほうからお見え下さいました方に伺つておきたいのは、条件をつけてこの法律案に賛成をなさるというふうにおつしやいました。その条件とは言うまでもなく人権の侵害というのを防ぐならばという点ですが、その点について具体的にこういう点、こういう点というふうな点が、こういうふうにしてもらへるならば賛成するという点が、具体的に若しおありになりますのでしたらば、それを伺つておきたいと思ひます。

○参考人(津田忠太君) 第一番の人権尊重の問題でございしますが、この問題につきましては先ほどお話しもありましたように、私も従来この人権尊重につきましてはかなりの大きな関心を持つて指導をしてやつておるのでございしますが、折角こういう法案が通ることになつて私の受ける利益というものが又あるわけなんです。又被告人が利益を受ける点も非常に多いことであるから、この運営というものをこの機会に更に又もう一歩進めようという人権尊重という点について遺憾のないようにしたいと思つております。それから東京都の問題でございしますが、これも交通対策協議会というものがあつて、警視庁、東京都或いは

又運輸省、国鉄というところまで合會を持つて、この面の推進をやつておりますが、何しろ予算の関係上なかなか思うように推進いたしませんけれども、併しながら私も考えられておる事は、元来こういう交通が頻繁になつて量が殖えるということになりまして、とうとう、東京都としては當然にこれを道路を拡げ、或いは又新設をしないやならんのだというふうな考えです。従つてそれがどうしてもできないという点であれば、いわゆる先ほどのお話のように平面交叉を立体交叉にする。或いは又道路の施設、交通の施設というものの(一〇〇%)努力してもらいたいというのをまあ常に要望しておるわけでございます。この点は今までのところはそうしかばかしくもありませんけれども、漸次関心を持たれて来つておられますので、今後はますますこの面の推進をして、一般の公衆並びに交通機関一つ一つのものが責任を負うんじやない、全般的責任だという意味において、一層この面の推進をして行きたいというつもりでおります。今の状況から申しまして、多分私どもの企図しておることは着々実現ができて行くという状況にあることをお答えいたしまして終りたいと思ひます。

○参考人(新倉文郎君) 自動車業者といたしましては、初めに申し上げました通り交通裁判所の設置を要望し、その間これが専門的に交通の問題のわか筋の通つた判決を受けた。こういうことを要望しておるわけでありまして、又一面において極めてそれが簡素であり、迅速に行われるということの簡易迅速に行われまことに

は、私どもの希望通りでありますから賛成いたします。そして今の、それがややもすれば運輸者が仕方なしに泣き寝入りで、その裁判に服さなければならぬということになりますという、簡易というのじやなくて、少し粗末であつた、こういうことになりまして、その点に對する対策は、私どもは各労働組合と相携えてそういうことのないように、一つ泣き寝入りをせんように運輸手を勇気付けてやりたい。費用がかかるならばそれに対して支援をしてやりたい、そういうことでお説の人権を尊重することにいたします。私どもの事業としての繁榮の基礎であることをお答え申し上げます。

○参考人(引田博愛君) 条件のまあ具體的という点について、それほど明確に用意してないわけでありまして、先ほど羽仁委員がいろいろと出されておる意見にある通り、基本的に取締第一主義を排除して、基本的に人権を尊重して頂くという点が基本であります。それからなお道路施設の整備という点で、現場にあつた場合に、即決裁判やるときに威圧を与えないということが基礎になるわけでありまして、そういう点についてこの法律の中で下級警官にまで徹底するように意見を附加して頂きたい、ということでありまして、なおもう一つつけ足しておきたいことは、先ほどから問題になつた罰金の問題であります。新倉氏はハイヤー、タクシの關係から見たようでありまして、私のほうはトラックであります。トラックは労働条件が若干違ひますが、それにしてもハイヤー、タクシが多少別途の収入があるか知れ

ませんが、やはり労働者は今の生活の中で余儀なく過勞に陥るという状態で、それから罰金が高いという声が非常に強いわけなんです。実は私もここに出席するにハイヤー、タクシの労働組合の方からも委任されたわけでありまして、この点に對して申添えませんが、罰金が非常に高い、五万円以下という点で、信号無視でもスピード違反でもどん／＼千円、二千元を取られるという現状で、この罰金を軽減してもらいたいというのを、こちらに委任されております。この点を意見として附加しておきます。以上です。

○委員長(郡祐一君) よろしくございしますか。

○参考人(津田忠太君) 私先ほど署長が……巡查が現認報告書を持つて来たものを署長が起訴するのは云々ということをお申したと思つておりますが、これは誤りでございまして、送致の問題であります。署長が起訴するというのではないのでありますから、送致の誤りでありまして、この点を御訂正をお願い申し上げます。

○委員長(郡祐一君) 三橋委員よろしくございしますか。……それでは参考人に対する質疑は終つたものと認めさせていただきます。

参考人の各位に一言御挨拶申し上げます。長時間に亘り十分意見を陳述されましますと同時に、各委員の質疑に對して率直に答弁をして下さいました。本案を今後審議いたします上に誠に有益な機会を得ましたことを、参考人各位に厚くお礼を申し上げます。次回は地方行政委員長と協議の上決定いたします。本日はこれを以て散会いたします。午後零時四十八分散会

昭和二十九年三月十一日印刷

昭和二十九年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局